

熊本県告示第848号

熊本県自然環境保全条例（昭和48年熊本県条例第50号）第11条第1項の規定に基づき、次の区域を熊本県福連木角山自然環境保全地域に指定したので、同条第6項の規定に基づき、その区域を次のとおり告示する。

平成15年8月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 区域の所在地
天草郡天草町
- 2 区域
福連木国有林321林班の一部及び当該国有林に隣接する熊本県県有林10林班の一部
- 3 区域図
(省略)

熊本県告示第849号

熊本県自然環境保全条例（昭和48年熊本県条例第50号）第12条第1項の規定に基づき、熊本県福連木角山自然環境保全地域に関する保全計画を決定したので、同条第3項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

平成15年8月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保全すべき自然環境の特質
当該地域は、熊本県天草郡天草町大字福連木の東部で、角山（標高525メートル）から北側に連なる標高400～500メートルの尾根とその西側斜面部分に位置している。地域内は高木層がよく発達した極相状態の照葉樹林の林分が残されている。高木層の優占樹種はイスノキ、スダジイ、ウラジログアシなどで、山頂付近にはアカガシが多くなっている。希少種のチャンチンモドキは、幹の直径80センチメートル、樹高20メートルを越すものが谷部などに見られ、ハナガガシも谷部に多く生育している。自然度の高い森林では、猛禽類のハチクマやハイタカが確認され、東南アジアに南下するアカハラダカの渡りのルート上に位置している。このように当該地域は、自然度の高いすぐれた天然林であり、森林に生育する希少種の樹木及び動植物等それぞれ重要な価値を持つものであるため、これを保全するため全地域を特別地区に指定し、人為による自然環境の改変を規制し保全を図る。
- 2 特に保全を図るべき土地の区域の指定に関する事項
熊本県福連木角山自然環境保全地域の全域を特別地区に指定する。
 - (1) 区域
福連木国有林321林班か小班、か1小班の一部、ぬ小班及びと小班並びに当該国有林に隣接する熊本県県有林10林班341小班
 - (2) 面積
22.64ヘクタール
 - (3) 土地所有者別面積
国有地21.94ヘクタール
県有地0.70ヘクタール
- 3 保全のための規制に関する事項
熊本県自然環境保全条例第14条第3項に規定する木竹の伐採の方法及びその限度は、次に定めるところによる。
 - (1) 区域
2(1)に記載する特別地区の区域
 - (2) 伐採の方法及び限度
原則として、禁伐とする。ただし、森林の群落構成など自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、蓄積量の10パーセント以内で単木択伐を行うことができる。
- 4 保全のための施設に関する事項
保全施設を次のとおり設ける。
 - (1) 施設の種類
標識
熊本県自然のふれあい指導員
 - (2) 位置
天草郡天草町

熊本県告示第850号

熊本県自然環境保全条例（昭和48年熊本県条例第50号）第14条第1項の規定に基づき、熊本県福連木角山自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定したので、同条第2項において準用する同条例第11条第6項の規定に基づき、その区域を次のとおり告示する。

この特別地区の区域図は、熊本県環境生活部自然保護課、熊本県天草地域振興局林務課及び天草町役場に備えて縦覧に供する。

平成15年8月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子